## 一般社団法人横手市観光推進機構 ロゴマーク募集要項

#### 1. 趣 旨

一般社団法人横手市観光推進機構は、登録観光地域づくり法人(登録 DMO)として、「観光地経営」の視点から地域づくりの舵取り役として活動しています。今後、より広く統一的なプロモーションを行い、横手市の魅力を国内外へ発信していくために、ブランドシンボルとなるロゴマークを募集いたします。

- 2. 以下のブランドイメージに沿ったロゴを募集いたします。
  - ・ブランドエッセンス (本質的な価値)

<u>「第2のふるさと」</u>日常の暮らしから離れ心を休ませられる場所、何度も通いたくなる場所、子供心に戻れる場所、離れていてもつながっていられる存在。

- ・ポジショニングステートメント (競合との違い) 観光体験と交流を通して、まるでその土地の人間になったように感じられ、離れていても「横手」を感じることができるような観光を提供する予定です。
- ・ブランドパーソナリティー(横手を人格化した際に、どのように見られたいか)親身になってくれる人。自分を受け入れてくれる人。新しい発見に導いてくれる人。会うと安らぐ人。

#### ・主要資産

雪・かまくら・世話焼き・方言・伝統工芸・日本一の盆地・食文化(発酵・寒天・砂糖料理・米麹など)横手やきそば・横手市増田まんが美術館・増田のまちなみ 豊富な農産物・果樹・地元で人気のお菓子(幼虫チョコ・メロンパン・花見団子・ アイスドリアン)

- ・ブランドが対象とする観光地 秋田県横手市
- ※横手市の情報源として以下を示します。なお、これ以外の情報を参考にしても構いません。
- 《参照》横手市観光推進機構 HP:https://yokote-kankou.jp/

雪国横手の伝統行事:https://www.youtube.com/watch?v=HZU2QIz-hQE 山と川のある街:https://www.youtube.com/watch?v=w8rJWkOmwwA 横手エキスパート:https://www.youtube.com/watch?v=3WbN\_yXd9b4

#### 《増田のまちなみ》

#### 《横手市増田まんが美術館》

#### 《横手やきそば》







#### 3. 募集概要

- (1) 募集内容
  - 一般社団法人横手市観光推進機構 ロゴマーク
- (2) 応募資格 年齢、プロ・アマ、個人・企業は問いません。 どなたでもご応募いただけます。
- (3) 募集期間令和4年8月17日(水)~令和4年9月16日(金)必着分まで
- (4) 応募点数 応募は何点でも可能です。 ただし、応募用紙1枚につき1作品とします。
- (5) 応募方法メールでの応募に限ります。

### 4. ロゴマークの条件

- (1) 「2. ブランドイメージ」に沿ったデザインであること。
- (2) 応募者がデザインし、国内外において未発表の作品であること。
- (3) 色数は自由とするが、単色・モノクロでの使用も想定されるため、単色・モノクロでのパターンも示してください。

#### 5. 応募方法

件名に「ロゴマーク応募」と記載し、作品の PDF データと応募用紙を添付のうえ、 下記メールアドレスに送信してください。

- ※複数の応募をする場合は、メール1通につき1点の応募としてください。
- ※1作品につき応募用紙を1枚添付してください。
- ※作品はPDFデータにし、メールに添付してください。
- ※採用が決まった作品は、AI データの提出を必須とします。

応募先

yokote.dmo@gmail.com

#### 6. 賞金等

採用作品の応募者には、賞金30万円を贈呈いたします。

#### 7. 選考方法

外部選考委員および当機構による厳密な審査により選考いたします。

#### 8. 選考結果発表

令和4年9月下旬頃

ご本人への連絡と、一般社団法人横手市観光推進機構のホームページにて発表いたします。

#### 9. 想定している使途

ポスター、パンフレット、WEBページ等様々な用途で使用いたします。

#### 10. 著作権等に関する事項

(1) 採用作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む)、 商標権、意匠権、その他の一切の権利は一般社団法人横手市観光推進機構に帰 属するものとします。

応募者が未成年の場合は、著作権等に係る一般社団法人横手市観光推進機構へ の帰属了承等のため、法定代理人の同意が必要です。

- (2) 他のコンクールとの同一作品での重複応募は認められません。
- (3) 応募作品が、既発表のものと同一もしくは著しく酷似している場合、第三者の 知的財産権侵害の恐れがある場合、法令に反する場合、または本募集要項に反 する場合は、選考結果発表後であっても決定を取り消すことがあります。採用 を取り消した場合、賞金を返還していただきます。
- (4) 応募作品について、第三者から権利侵害などの申し出や損害賠償が提起された場合は、一般社団法人横手市観光推進機構では一切の責任を負いかねます。応募者自らの責任において解決するものとします。
- (5) 採用作品は、加工または修正を行う場合があることを予めご了承ください。
- (6) 提出内容の過不足や、イタズラ等の目的での申請については、応募をお断りさせていただく場合がございます。

#### 11. 個人情報に関する事項

- (1) 応募者の個人情報は、本事業に関する用途以外の目的には使用しません。
- (2) 採用作品に決定された場合は、応募者に確認のうえホームページ上で公表させていただきます。

#### 12. 応募に関する注意事項

- (1) 応募に要する費用は応募者の負担といたします。
- (2) 応募作品の返却はいたしません。
- (3) 電子メール送信中の障害等により、作品が届かない場合や破損が生じた場合、当機構では一切の責任を負わないものといたします。
- (4) 応募作品の受付通知は行いません。

- (5) 選考過程及び結果については、応募者から問い合わせがあった場合、当機構 の定める範囲で回答いたします。
- (6) 応募作品は提出後に修正することはできません。

#### 13. その他注意事項

- (1) 以下の場合は失格となります。
  - ・公序良俗に反する場合
  - ・提出書類に虚偽を記載した場合
  - ・本募集要項の要件を満たしていない場合
- (2) 本募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合は、 一般社団法人横手市観光推進機構の判断により決定いたします。
- (3) 応募をもって本募集要項に同意をいただいたものとみなします。
- 14. 本募集に関する質問受付期間

令和4年8月17日(水)~令和4年8月31日(水)まで いただいたご質問への回答は9月1日(木)にHP上で公開いたします。

- 15. 本募集に関するお問い合わせ先
  - 一般社団法人 横手市観光推進機構

〒013-0036 秋田県横手市駅前町 1-15 北都スクエア 1 階

TEL/0182 (38) 8652 · 8653 FAX/0182 (38) 8663

メール/ yokote.dmo@gmail.com

# -般社団法人横手市観光推進機構ロゴマーク 応募用紙

- ◆一般社団法人横手市観光推進機構ロゴマーク募集要項をご確認のうえ、ご応募くだ さい。
- ◆当用紙と作品の PDF データを添付し、メールにてご応募ください。
- ◆採用が決定した場合は、AI データでの納品をお願いいたします。

【応募者記入欄】		
フリガナ		
氏名(企業の場合は 会社名:担当者名)		
		歳
住所 〒		
メールアドレス		
連絡先(日中の連絡先をご記入ください)		
自宅・勤務先	携带	
・作品のコンセプトを説明してください。		
・その他特記事項があればご記入ください		
1		

# ブランドロゴマーク募集に関する質問への回答

- Q1. ロゴに入れる文字としては、一般社団法人横手市観光推進機構を全てでしょうか?一般社団 法人を省くなどは可能でしょうか?
  - A. ロゴマークに入れる文字の規定はしておりません。自由としています。
- Q2. 使用用途としてポスター、パンフレット、WEB とありますが、各観光キャンペーンやイベントで の掲載名の代わりとして使用ということでしょうか?それとも、今後発行される告知物や印刷 物(封筒や名刺等)、全てで使用されていくご予定でしょうか?
  - A. 掲載名との併載、ロゴマーク単体での掲載も想定しております。また、ご質問いただいた 告知物、印刷物(封筒や名刺等)でも使用していく予定です。
- Q3. 最小使用サイズを想定していましたら教えていただきたいです。
  - A. サイズの規定はありませんが、名刺などの印刷物での使用も想定しているため,縮小しても判別可能なデザインが望ましいです。
- Q4. キャッチコピー、キャッチフレーズ等を入れても宜しいでしょうか?
  - A. 文字、内容に制限はありません。自由としています。